



Title	吐魯番出土文物研究会会報 第21号 : 特集・税布墨書銘
Author(s)	
Citation	吐魯番出土文物研究会会報. 1989, 21, p. 1-6
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78831
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

吐魯番出土文物研究会会報

1989年9月15日
吐魯番出土文物研究会

第21号

特集・税布墨書銘

トゥルフアン出土唐代税布墨書銘集成 (稿)

— 附、西安出土唐代銀餅刻銘 —

關尾史郎 編

【はじめに】

一九五九年以降の発掘調査によって吐魯番の阿斯塔那、哈拉和卓両地区の古墳群から出土した各種の文物のうち、一六〇〇点に上る漢文文書は、現在刊行中の『吐魯番出土文書』に全て収録される予定だが、出土文字資料という点からいえば、これはあくまでもその一部にすぎない。金石文としては墓誌があり、また木簡も少数ながら出土したことが報告されているし、さらに各種の非漢文文書も若干含まれている。主として庸や調として官府に納入された絹や麻布（以下、一括して税布とする）に見える墨書銘も、総数こそ限られているものの、唐代の税制や、西州の地域社会の動向を考える上できわめて貴重な文字資料である。しかしながら、古墳群全体の発掘報告書が未刊ということもあり、この税布の墨書銘を集成したものとしては、わずかに王炳華氏のお仕事があるにすぎない。しかも一部公表されている写真と対照すると、王氏の釈読には従いがたいものも少なくない。そこであらためて今世紀初頭にスタインによって将来されたものも含め、ここに一括して墨書銘の釈読を掲載することにした次第である。ただし半数以上は写真も公表されておらず、その意味では本稿における釈読も暫定的なものであることをお断わりしておかなければならない。近い将来、完璧な釈読が実現することを切望するものである。

【凡 例】

1. 墨書銘の掲載順序は、王炳華氏の「吐魯番出土唐代庸調布研究」（唐史）に従い、次にスタインが将来したもの（二点）を掲載した。また最後に参考として、西安から出土した唐代の銀餅のうち、その刻銘の様式が税布の墨書銘に近いもの（三点）も掲載しておいた。
2. 墨書銘のある文物（税布）の名称については、王炳華氏が付された文物としての名称を廃して新たに文字資料としての名称を付し、旧名を括弧内に併記した。また年次未詳のものについては、可能な範囲で、伴出した墓誌や文書などの紀年を参考にしながら、大まかな年代を括弧内に記しておいた。
3. 名称のほかに、出土文物としての编号、大きさ（幅×長、銀餅については、径）、写真・拓本と録文の出典（代表的なもの）、および捺印などを示した。なお写真と録文の出典の略称については、以下のとおりである。

絲綢之路：新疆維吾爾自治區博物館出土文物展覽工作組編『絲綢之路—漢唐織物—』北京 文物出版社 一九七二年

革命文物：出土文物展覽工作組編『文化大革命期間出土文物』第一輯 北京 文物出版社 一九七三年

新疆文物：新疆維吾爾自治區博物館編『新疆出土文物』北京 文物出版社 一九七五年

唐金銀器：鎮江市博物館・陝西省博物館編『唐代金銀器』北京 文物出版社 一九八五年

文物②：新疆維吾爾自治區博物館「吐魯番阿斯塔那—哈拉和卓古墓群清理簡報」『文物』

一九七二年第一期

文 物⑤：新疆维吾尔自治区博物館（李微）「吐魯番県阿斯塔那——哈拉和卓古墓群発掘簡報」
『文物』一九七三年第一〇期

文 物⑥：王炳華「吐魯番出土唐代庸調布研究」『文物』一九八一年第一期

文 物⑦：陝西省博物館・文管会革委会写作小組「西安南郊何家村発現唐代窖藏文物」『文物』
一九七二年第一期

日 報：陝西省博物館・文管会革委会写作小組「西安何家村窖藏的唐代金銀器——無産階級文化
大革命中出土文物紹介——」『光明日報』一九七二年一月七日

唐 史：王炳華「吐魯番出土唐代庸調布研究」中国唐史研究会編『唐史研究会論文集』西安
陝西人民出版社 一九八三年（文物⑥の補訂）

中国文物：朝日新聞社編『文化大革命中の中国出土文物』朝日新聞社 一九七三年

新 博：新疆ウイグル自治区博物館編『新疆ウイグル自治区博物館』講談社・中国の博物館第
二期 1 一九八七年

土地取引：仁井田陞『中国法制史研究』土地法・取引法 東京大学出版会 一九六〇年（補訂版
一九八〇年）

史 雑：池田温「西安南郊何家村発見の唐代埋蔵文化財」『史学雑誌』第八一編第九号 一九
七二年（文物⑦の訳注）

I. A. : Stein, Aurel, Innermost Asia, 4vols., Oxford, 1928.

（このうち、文物⑥と⑦は、新疆社会科学院考古研究所編『新疆考古三十年』烏魯木齊 新疆人
民出版社、一九八三年に、また⑥は、新疆人民出版社編『新疆歴史論文統集』新疆人民出版
社、一九八二年に再録されているが、ここでは原載によった）

4. 釈読は、写真が公表されているものについては、これを参考にして王炳華氏のものを改めたが、
それ以外については、原則として王炳華氏のものに従った。また墨書銘本文と印文の釈読の異同な
どについては、最後に一括して註記した。
5. 録文中、「」内は別筆を、□は欠損などの理由による判読不能をそれぞれ示し、確定できない文
字については、？を付した。

【唐代税布墨書銘集成】

- A 年次未詳（八世紀前期）河南府劉元楷麻布銘¹⁾（〈麻布被単〉73TAM192:5, 59.5×73.0 〈
写〉新疆文物、一一五頁図一六二 新博、図版六九 〈録〉唐史、八頁 新博、一八七頁
〈印〉「長水縣之印」朱色篆文一方²⁾）

河南府 長水縣 歸仁鄉劉元楷 「劉元楷」

- B 年次未詳（七世紀末期或八世紀初期）宣州麻布銘（〈麻布被単〉72TAM225:1, 52.5×115.0
〈写〉文物⑥、五六頁図一右 〈録〉唐史、九頁 〈印〉朱色篆文五方。「宣州之印」陰文
篆書一方、「溧陽縣之印」陰文一方、某印陰文一方、ほか兩方）

「定中」

宣州 溧陽縣 「超」

- B（背面）：「宗愼」

- C 開元九（七二一）年八月梁州麻布銘（〈紫絹鑲辺麻布褥〉72TAM218:17, 55.5×96.0 〈写〉新
疆文物、一一五頁図一六二 新博、図版六九 〈録〉唐史、九頁 新博、一八七頁 〈印〉
「□□都督府印」朱色篆文兩方³⁾）

「了」⁴⁾ 梁州都督府

開元九年八月 日。



D 年次未詳（七世紀末期或八世紀初期）洋州庸調麻布銘（〈絹邊麻布褥〉72TAM157:4, 56.0×155.0 〈錄〉唐史、九頁 〈印〉某印朱色篆文三方）

□州西鄉縣雲□鄉庸調布一端。

「庭」⁵⁾

E 年次未詳（七世紀末期或八世紀初期）麻布銘（〈麻布殘塊〉72TAM157:8, 33.0×27.0 〈錄〉唐史、一〇頁）

何儀

E（背面）：李藝

F 年次未詳（七世紀末期或八世紀初期）庸麻布銘（〈麻布襪一双〉72TAM157:5, 28.0×30.0 〈錄〉唐史、一〇頁）

庸布一端。「伯」⁶⁾

G 調露二（六八〇）年八月麻布銘（〈麻布殘塊〉73TAM232:15, 52.5×80.0 〈錄〉唐史、一〇頁）

調露二年八月

「違言」

「惠」⁷⁾

H 年次未詳梅思填麻布銘（〈印花紗邊麻布褥〉72TAM167:4, 56.0×220.0 〈錄〉唐史、一〇頁）

梅思填布 保玉鄉

I 年次未詳（八世紀前期？）均州杜相國租麻布銘（〈麻布〉72TAM194:13, 56.0×156.0 〈錄〉唐史、一〇頁 〈印〉某印朱色四方）

「杜」⁸⁾

均州□鄉□租丁杜相國布一端

「炯 翔」⁹⁾

J 年次未詳（八世紀前期？）婺州麻布銘（〈麻布〉72TAM194:9, 56.0×175.0 〈錄〉唐史、一〇頁 〈印〉某印一方）

婺州 通¹⁰⁾

K 年次未詳（七世紀中期）弘政麻布銘（〈絹面麻布褥〉72TAM214:129, 50.5×95.0 〈錄〉唐史、一〇頁 〈印〉某印朱色兩方）

□□縣新成鄉祖花里戶主弘政

L 年次未詳（七世紀後期？）湖州施恩景麻布銘（〈麻布殘塊〉72TAM191:107, 55.0×31.0 〈寫〉新疆文物、一一五頁圖一六二 〈錄〉唐史、一一頁 〈印〉「安吉縣印」朱色一方、某印墨色兩方）

「森」

湖州 安吉縣 無□鄉 清鏡里 施恩景布

- M 開元九（七二一）年八月明州賀恩敬庸調布銘（〈開元九年庸調布〉68TAM108:16 〈写〉絲綢之路、図版六二〈部分〉革命文物、一〇八頁 〈録〉文物②、一五頁〈部分〉唐史、一一頁 文博、五〇頁 〈印〉「鄞縣之印」朱色篆文三方）
「西浦里 賀恩敬」¹¹⁾

奴？¹²⁾

鄞縣¹³⁾ 光同鄉賀恩敬庸調布一端¹⁴⁾、開元九年八月日。
專知官主簿苑¹⁵⁾

- N 年次未詳婺州吳德・吳護脚布銘（〈脚布一端〉67TAM96:4, 55.5×209.0 〈写〉新疆文物、一一五頁図一六二 新博、図版六九 〈録〉唐史、一一頁 新博、一八七頁 〈印〉某印墨色兩方）

婺州 蘭溪縣歸德鄉□招里吳德・吳護兩人共一端、作脚布。「鮑良伯？」¹⁶⁾

「伯」¹⁷⁾

- O 年次未詳陳禮麻布銘（〈麻布〉68TAM106:5 〈写〉文物②、一七頁図二三 〈録〉唐史、一一頁）

奉□鄉申□里陳禮□□

「伯」¹⁸⁾

- P 年次未詳陵州麻布銘（〈麻布画〉67TAM76:11 〈録〉文物②、一五頁 唐史、一二頁）

陵州（三か所にあり）

師

- Q 永隆二（六八一）年八月澧州田元卿調布銘¹⁹⁾（〈麻布〉60TAM340出土, 53.5×263.0 〈写〉新疆文物、一一五頁図一六二 新博、図版六九 〈録〉唐史、一二頁 新博、一八七頁）

「蠻」

「起」²⁰⁾

「田元卿」

澧州 慈利縣讓德鄉永樂里戶主田元卿調布一端、永隆二年八月日。「覽」²¹⁾

- R 景雲元（七一〇）年成都府折調細綾銘（〈折調細綾〉72TAM226:16, 25.0×4.5 〈録〉唐史、一二頁）

景雲元年折調細綾一匹

双流縣 以同官主 火燄

- S 年次未詳益州都督府絹（〈絹〉72TAM227:4, 33.5×25.0 〈録〉唐史、一二頁 〈印〉「益州都督府之印」一方）

- T 先天二（七一四）年八月絹銘（〈白絹〉64TAM36:11 〈写〉文物⑥、一七頁図一九 〈録〉同、一八頁 唐史、一二頁 〈印〉某印朱色篆文一方）

先天二年八月日。

「□」²²⁾

- U 神龍二（七〇六）年八月婺州姚君才庸調麻布銘（Ast. ix. 2a. 07. 〈写〉I. A. Ⅲ, Pl. CXXVII
 〈録〉ibid. Ⅱ, p. 1044 土地取引、二五一頁 〈印〉朱印四方。「婺州之印」、「蘭溪縣
 之印」各一方、ほか二方²³⁾）



婺州 蘭溪縣 瑞山鄉 從善里姚君才庸調布一端、神龍二年八月 日。「□」²⁴⁾

- V 光宅元（六八四）年十一月婺州祝伯亮租麻布銘（Ast. ix. 2b. 011. 〈写〉I. A. Ⅲ, Pl. CXXVII
 〈録〉ibid. Ⅱ, p. 1044 土地取引、二五二頁 〈印〉朱印三方。「信安縣之印」一方、ほ
 ほか二方²⁵⁾）

婺州 信安縣 顯德鄉梅山里祝伯亮租布一端、光宅元年十一月 日。



「□」
 「伯亮」²⁶⁾

【参考：西安出土唐代銀餅刻銘】

- A 開元十（七二二）年懷集縣庸調銀餅銘（一九七〇年西安市南郊何家村唐代窖藏出土 10.9～
 9.9 〈写〉革命文物、六七頁 中国文物、一四四頁図版一七七 唐金銀器、附録二 〈録〉
 史雜、七六頁 中国文物、二二六頁 唐金銀器、一九〇頁）

懷集縣開元
庸調銀拾兩、專
當官令王文樂・
典陳友・匠高
童。

- B 開元十九（七三一）年汧安縣庸調銀餅銘（一九七〇年西安市南郊何家村唐代窖藏出土 〈拓〉
 文物④、三五頁図七 〈録〉史雜、七六頁）

汧安縣開元
十九年庸調銀
拾兩、專知官令
彭崇嗣・典梁
海・匠王虔。

- C 開元十九（七三一）年汧安縣庸調銀餅銘（一九七〇年西安市南郊何家村唐代窖藏出土 〈拓〉
 日報、三頁 〈録〉史雜、七六頁）

汧安縣開元
十九年庸調
銀拾兩、專知官
令彭崇嗣・典梁
海・匠陳賓。

【註】

- 1) 新博はこれを絹としているが、とりあえず唐史に従っておく。
- 2) 唐史は印文を「長水県（縣）印」としている。
- 3) 新博は印文を「梁？州？都督府之印」としており、銘文からしてその可能性がきわめて高い。

- 4) 唐史と新博は釈読していないが、写真から判断する限り、二字の存在は明らかである（文物◎、五七頁、参照）。ただこれを別筆としたのは編者の判断による。
- 5) 「庭」を別行・別筆としたのは編者の判断であり、ほかの可能性、とくに同一行の可能性を否定するものではない。
- 6) 「伯」を別筆としたのは編者の判断である。さらに別行の可能性もある。
- 7) 唐史の説明からは、墨書銘の行数は明らかではない。三行としたのは、それぞれが独立した文言とも解釈できるからにすぎず、一行の可能性も十分にある。
- 8) 「杜」を別筆としたのは編者の判断である。また唐史は全てを同一行としているが、ここでは、文物◎、五七頁の録文に従った。
- 9) 「珂翔」を別筆としたのは編者の判断である。
- 10) 「通」は州名の直後に記載されているが、県名には該当するものがない。
- 11) 唐史は同筆としているが、写真から判断する限り、明らかに別筆である。
- 12) 文物④や唐史ではいずれも言及されていないが、この箇所文字があることは、革命文物の写真から明らかである。
- 13) 文物④と文博は、県名を「鄖県」とするが、正しくは「鄖県」であることは、唐史、一七頁、参照。
- 14) 文博は「一端」を「壹端」と釈読しているが、これは明らかに誤りである。
- 15) 文博は「苑」を「花」と釈読しているが、写真からは判定できない。ただこれが姓であるとすれば、「花」と釈読することにはためらわれる。
- 16) 「伯」字について、唐史は「侑」とし、新博は「備」とする。しかし写真からいずれかを判定することは不可能である。あえて「伯」としたのは、次行の大字を「伯」と判読したためである。
- 17) 唐史は「詢」とし、新博は「𠂔」としている。写真から判断する限り、新博の釈読に従うべきであろう。編者はこれを「伯」字の草書体と考えた。
- 18) Nと全く同じ書体であり、唐史はやはり「詢」としているが、Nを「伯」とした以上、これも同様に考える。
- 19) 新博は「田元卿」を「田元郷」と釈読しているが、少なくとも郷名でないことは確実なので、とりあえず唐史に従っておく。
- 20) 唐史は、この箇所に文字の存在を認めていないが、写真から判断する限り、一字あることは疑いなく、新博の釈読に従った。
- 21) 「覧」を別筆としたのは編者の判断である。
- 22) 文物⑤も唐史も言及していないが、後方に押署があることは写真から明らかである。ただし写真が不鮮明なため、釈読ばかりか、押署の件数の判定も困難である。
- 23) 印文については、土地取引、二五三頁、参照。
- 24) 判読不能文字とその記載位置については、土地取引、註（５）、参照。
- 25) 註23)、参照。
- 26) 写真からは判読できない。ここでは土地取引、註（５）に従ったが、別筆としたのは編者の判断である。

(以上)

事務局（連絡先） 〒182 東京都調布市国領町5-19-14

荒川 正 晴 方

TEL 0424(81)4633

吐魯番出土文物研究会 (The Research Society for Turfan Relics)